記入例

「農地中間管理事業」による農地貸借申出書

整理番号

三原市長 様

裏面を確認し、必ずチェックを入れてください

次の農地について、留意事項を理解した上で、農地中間管理事業による農地の貸し借りを申し出ます。

	住所	氏名(法人名·法人代表者職氏名)	(ご本人へ連絡が取りづらい場合は、連絡を希望する	を
借受者	〒 - 借りる人の住所	借りる人の名前	借りる人の電話番号	
貸付者	₹ - 貸す人の住所	貸す人の名前	貸す人の電話番号	

1. 貸借農地一覧

貸借する農用地				貸借の条件				その他	
所 在 地 (町、大字、字、地番)	現況地目	登記面積 (水張面積) (㎡)	登記名義人	貸借の希望始期	貸借の終期	借賃 (裏面の①~④ のいずれかを選 択)	10aあたりの賃料を記入 田の場合、【登記・水張】 のいずれかに〇	内容 (利用目的)	備考
〇〇町〇〇〇番地	畑	O, 000 (O, 000)	00 00	〇年 〇月〇日		3	玄米〇〇 (円・@) 【登記 示 到	水田 普通畑	新規)更新
〇〇町〇〇〇番地	田畑	0,000	00 00	〇年 〇月〇日		1	〇, 〇〇〇 (四 ・kg) 【登記 水張】	水田普通畑	新規 更新
	田畑	土地の登記名義人		の名前 日	年 12月31日		(円・kg) 【登記·水張】	水田 普通畑	新規·更新
	田畑			年 月 日	年 12月31日		(円・kg) 【登記·水張】	水田普通畑	新規•更新
	畑			年 月 日	年 12月31日		(円 ・ kg) 【登記・水張】	水田 普通畑	新規·更新

(借賃について)

次の①~④のいずれかを選択してください。

- ①賃貸借(機構による徴収・支払)
- ②賃貸借(借受者が貸付者に対して賃料を直接支払う)
- ③賃貸借(借受者が貸付者に対して賃料を直接米で支払う)
- ④使用貸借(無償)

(留意事項)

○貸借手続に関する留意事項

- ・この申出書の内容を三原市、一般社団法人広島県森林整備・農業振興財団(農地中間管理機構)で共有して、適正に管理します。
- ・この申出書の内容などを基に「農用地利用集積等促進計画」を作成しますので、後日、農地貸付者、農地借受者に押印して提出していただきます。
- ・果樹等の植栽や農業用施設を設置する場合は、貸付者の承諾を得てください。
- ・借受者は『地域計画』の農業を担う者に位置付けられます。
- ・ 法人の場合は、定款の写しを提出してください。(初回のみ)
- ・農地の一部の貸借を行う場合は、一部分のわかる図面を提出してください。
- ・登記名義人の死亡の場合は、相続関係説明図の相続人の持分の過半の同意が必要です。また、相続関係説明図を提出してください。
- ・農地の共有名義人がいる場合は、共有名義人の持分の過半の同意が必要です。
- ・既存の権利設定期間と重複する期間がある場合は、既存契約の合意解約が必要です。

〇記入上の留意事項

- ・利用権の種類:使用貸借は無償での貸借、賃貸借は有償での貸借です。
- ・借賃:金納は10a毎の1年あたりの金額、物納は10a毎の1年あたりの主食用米の数量をkg単位で記入して下さい。

○賃料の徴収・支払いについて

・農地中間管理機構による賃料の徴収・支払いを選択した場合は、毎年8/31時点で契約期間が存続する場合に、その年の12/31までに徴収と支払いを行います。

(個人情報の取扱いについて)

○個人情報の取扱いへの同意

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団(農地中間管理機構)は、農地中間管理事業の実施に際して 得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき定めた「一般財団 法人広島県森林整備・農業振興財団個人情報保護規定」及び関係法令等に基づき、適正に管理し本事業の 実施のために利用します。

また、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)による農用地利用集積等促進計画、農用地等の貸付・借受者及び貸付・借受予定者への情報提供で利用するほか、貸付希望農地の情報のホームページ公表、集落等の合意形成や検討会での審査・検討、国・県及び市町への報告等で利用するとともに、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

○「個人情報の取扱いへの同意書」の提出について

農地中間管理事業による貸借申出書の提出により「個人情報の取扱いへの同意」を確認させて頂き、申請手続き事務を進めていきますが、利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書等の書類を提出の際に、改めて書面へ氏名等の自署または押印し「個人情報の取扱いへの同意書」の提出をお願いします。